

八代市立第三中学校

「いじめ防止基本方針」

令和6年2月

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) いじめの早期発見
 - (4) いじめへの対処
 - (5) 家庭や地域住民との連携
 - (6) 生徒会との連携
 - (7) 関係機関との連携
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) 学校におけるいじめへの対処
 - (5) いじめ問題対処の流れ
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針

八代市立第三中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめを防止することを旨とする。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨とする。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとりえ方

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法：平成25年6月）

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても何度もくり返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。そこで、以下のようにしてとらえることとする。

- いじめられた生徒の立場に立って考えること。
- 本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知や対応は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して行うこと。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する適切な指導等が必要であること。

- 好意から行った行為が、相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、十分配慮したうえで対応する必要があること。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。

さらに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育むことや、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切である。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行う。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行うことが大切である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

いじめが発生した際は、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことをめざす。

(5) 家庭や地域住民との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

「いじめ根絶月間」等を設定したり、保護者会で話題にしたり、「学校便り」等で啓発を図ったりするなど地域ぐるみでいじめ根絶に向けて取り組む機運を高める。

(6) 生徒会との連携

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのため、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、いじめの防止等について自ら考え、判断し、行動することができる場を設定するとともに、生徒会や人権委員会を中心に、生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。

(7) 関係機関との連携

◎学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項

【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】

- 被害生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大な事案及びこれに発展するおそれが高い事案

【犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案】

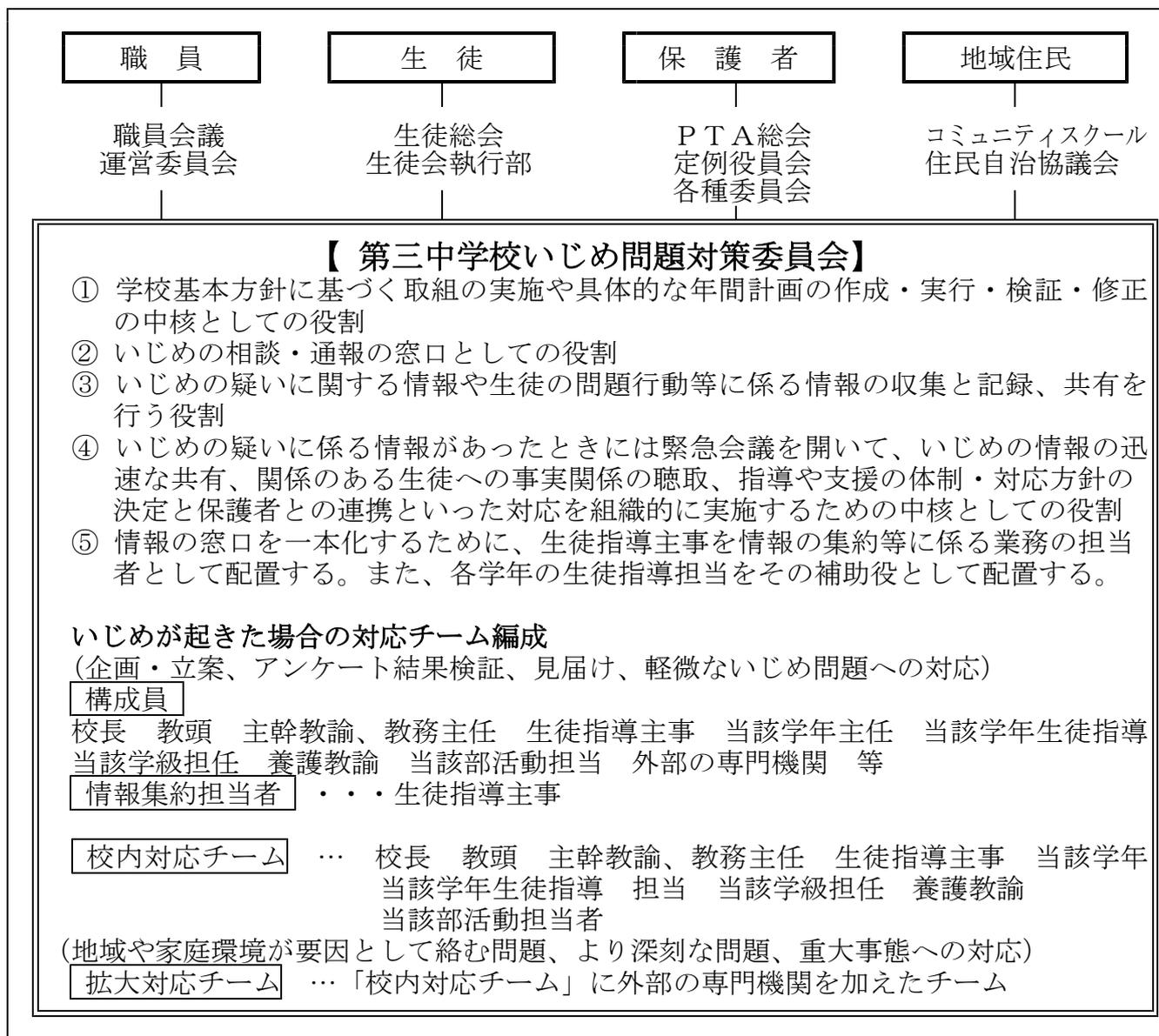
- 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該生徒またはその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案

【指導が困難ないじめ事案】

- いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為と認められる事案
- その他、警察へ相談することが適当と思われる事案
児童相談所、スクールサポーター等を通じた警察との連携、SSWとの連携、法務局や弁護士会等との連携

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり、絆づくりの実践

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのために、「わかる授業」を実践することが必要である。

「わかる授業」を行っても集中力が途切れたり、忘れ物をしていたりして「わからなくなる」こともある。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「生徒が困らないようにする」ための場所づくりと考えるようにする。

「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めているという前提のもと、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、教師は生徒が「絆」や「自己有用感」を感じとらせるための取組、支援を行っていく。

いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題は、規律、学力、自己有用

感を育成することが大切と考える。つまり、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成することが大切である。

また、他者から認められていないと感じられた生徒は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高める必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになってくる。すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

イ 道徳教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、「きずな」、「熊本の心」、「つなぐ」を活用し、自己の生き方や社会参画への態度、郷土を愛する心の醸成を図る。

ウ 体験活動の充実

体験活動は、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めること、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを意図した活動を行わせることを通して、生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることを目的として行う。

1年時は、地域との交流「いきいきサロン」、2年時は、「職場体験」、3年時は、「上級学校説明会」や「高校体験入学」を行う。

エ 情報モラル教育の取組

近年、人間関係のトラブルとしてインターネット等ネット利用のものを原因とするものが増えている。

SNS上への書き込みには個人情報はもとより誹謗中傷、陰口は書き込まない等の情報モラルについて指導するとともに、携帯端末を生徒に持たせる際の留意点等を保護者に周知する取組を行う。

オ 生徒会活動の充実

学年当初にいじめ撲滅や仲間づくりの意識を持たせるために各学級で話し合いを持たせ、1年間の目標として「学級人権宣言」を行う。11月の人権月間の取組を受け、12月に人権委員会を中心とした「人権集会」を行う。人権集会では、人権フェスティバルinやつしろや熊本県人権子ども集会への参加感想や人権に関する作文の朗読等により全校生徒に対して啓発する。

カ 小中一貫・連携教育の取組

三中校区の小中学校において、「えがお・あいさつ・かんしゃ」をスローガンに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の充実を図っていく。そして、小中学校間の円滑な接続、継続的かつきめ細やかな学習指導、生徒指導等を積み重ねる。

キ 校内研修の取組

全学年で「Q-U テスト」を行い、その結果から学級集団や生徒個人の特性を捉えると共に、効果的な取組について研修する。また、生徒同士の関わりの中で相手を傷つけたり否定したりする言い方を考えさせ、良好な人間関係をつくるためのトレーニングに関する研修を行う。

(3) いじめの早期発見のための取組

基本的に、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応すること、である。生徒の変化に気づかずにいじめを見逃ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にさげなければならない。

重大事案に至ったいじめの多くは、ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。「早期認知」「早期対応」を心がける。

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

① 定期教育相談

これまでの本校生徒の実態から6月及び11月に定期教育相談、さらに3月に1、2年生を対象に教育相談を実施する

② サンライズアンケート

月末ごとに生活アンケートを行い、悩みや困り感を感じている生徒を早期発見し、いじめ・不登校を未然に防ぐ取組を行う。

③ 心のアンケート

12月中旬、「心のアンケート」を行い、いじめに関する実態を把握するとともに1月下旬までに把握されたいじめをなくす取組を行う。

イ 校内相談窓口の設定と周知

校内相談窓口として、サンライズアンケート、心のアンケート、定期教育相談の相談の機会が設けられているとともに、スクールカウンセラー、保健室での相談、担任、生徒指導主事等、いつでも相談できることを周知する。

ウ 電話相談窓口等の周知

相談窓口一覧（中高生版）を生徒に配付し、周知する。

エ 日々の観察

日々の生徒の生活や表情の観察、全生徒に配付している生活ノート「轍」の毎日の記録から日々の生徒個人の心の変化を知るとともに、他の生徒の状況を多角的に把握する。

(4) 学校におけるいじめへの対処

いじめが発生したときやいじめが疑われるときは、学校全体で組織的に取り組む。いじめに関する事実が発覚後、できるだけ早く（24時間以内を目安に）いじめ問題対策委員会を開き、対応策や解決策を決定する。

ア いじめについての事実確認

複数の職員で役割を分担し情報収集や事実確認を行う。原則として学習権を侵害しない時間帯に、目立たない場所で、加害・被害ともに、個別に行う。また、対象者が複数の場合も一斉に可能な限り同時刻に行う。

情報集約担当者（生徒指導主事）は待機し、情報の一元化を図る。食い違いを再度聞き取るため生徒はその場に待機させる。必要に応じて、事実の再確認を行う。

イ いじめられている生徒への対応

いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。いじめがあったという認識のもとで受容的に接し、いじめられた生徒を支援する。

加害側の生徒が口止めをしている場合があったり、被害側の生徒が加害側の生徒達に先生に相談する姿を見られたくなかったりするため、生徒が安心して相談できる場を確保するために事情を聞く場所と時刻に注意する。

- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

ウ いじめている生徒への対応

「いじめたのは自分ばかりではない」という責任転嫁の意識やいじめている生徒も満たされない気持ちを持っている場合がある。

- 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- 生徒が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- 自らの長所を再認識させ、それを活かす生活の在り方を確認する。
- 家庭や外部の専門機関との連携を図る。

エ 周囲の生徒への対応

- 周囲の生徒から見た正確な情報を行う。
- いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- いじめられた生徒を、集団の中で支える体制づくりを進める。
- 学級活動、生徒会活動を通して、生徒たちのいじめ解決への実践力を高める。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 家庭を訪問し、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性や解決への見通しを伝える。
- 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

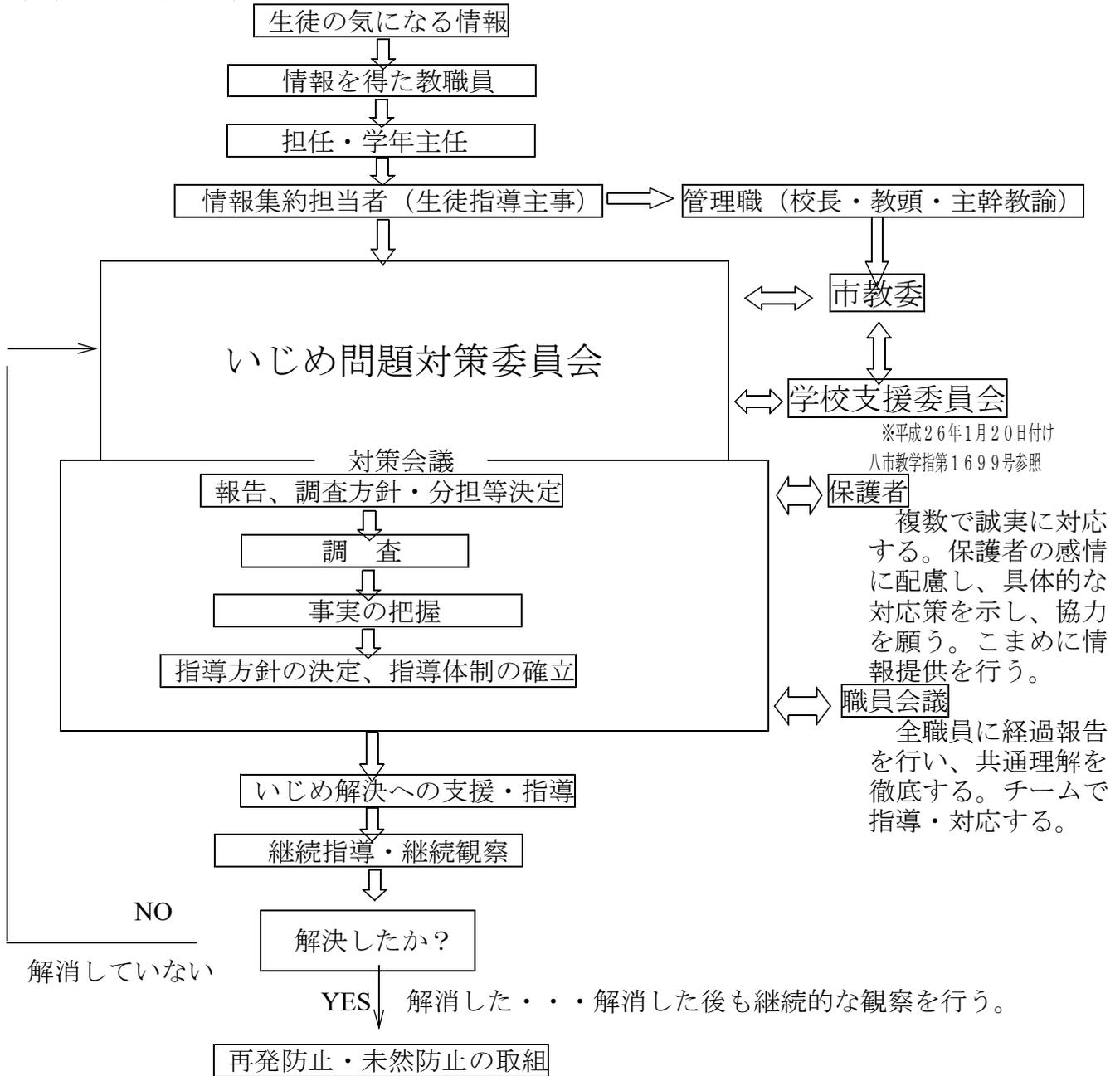
カ いじめた生徒の保護者への対応

- 家庭を訪問したり、学校で面談するなどして、直接いじめの事実について伝える。その際、校長を中心に複数の教職員で対応する。
- いじめのついでに事実関係を、冷静に正確に客観的に伝える。
- 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す
- 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の生徒がいじめた」という保護者の共通理解を図る。
- いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

キ 保護者全体への対応

- 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や同様が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(5) いじめ問題対処の流れ

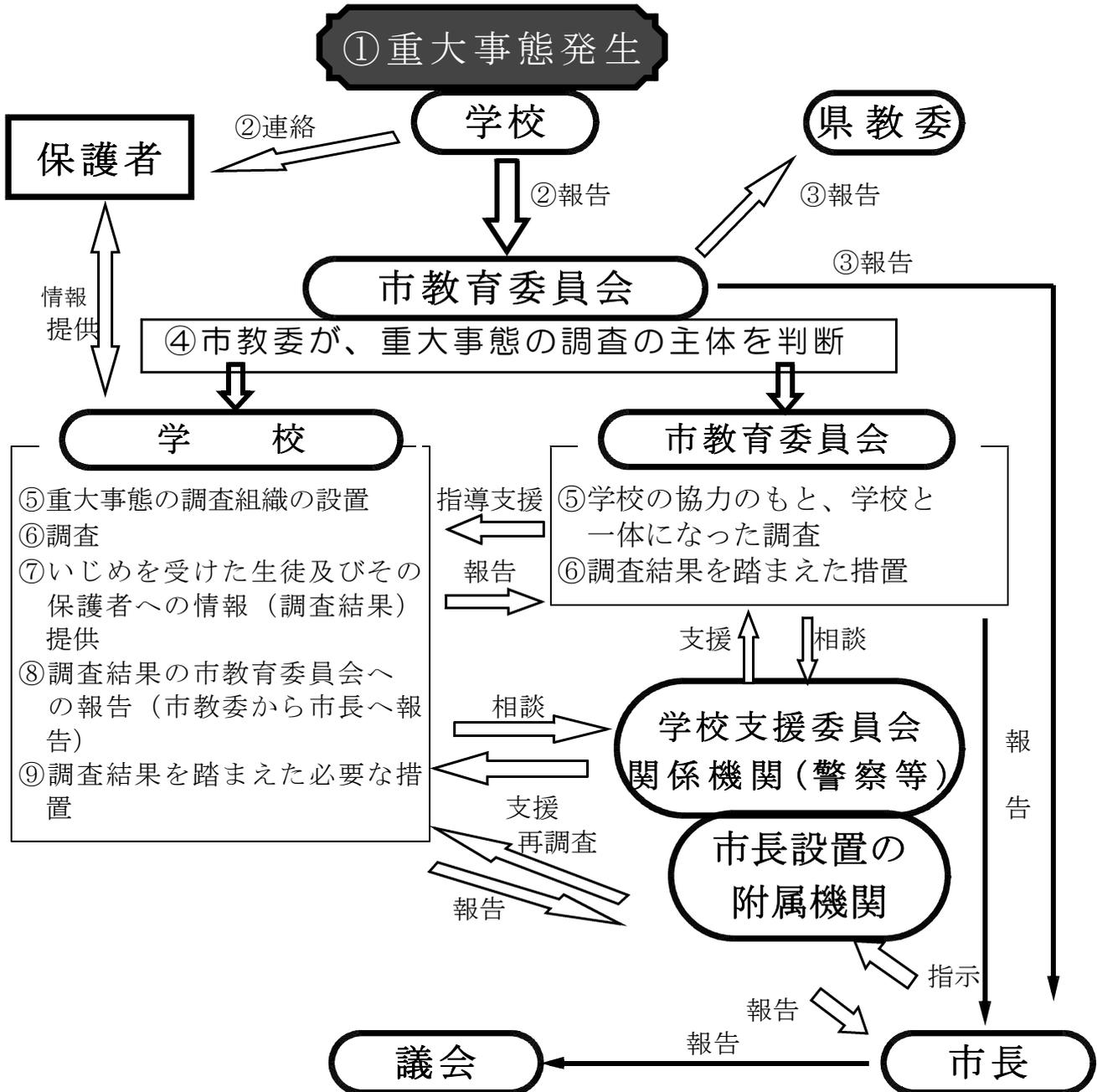


4 重大事態への対処

重大事態

- 1 いじめによる生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※「相当の期間」については、年間30日を目安とする。しかし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。



ア 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにする。得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。

エ 市教育委員会への報告

学校は、調査結果を市教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

5 基本方針の見直し及び公表

策定したいじめ防止基本方針については学校ホームページ等で周知を行う。また、毎年度いじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。